

平成30年3月5日

津ヨットハーバー利用者 各位

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター
理事長 前 葉 泰 幸津ヨットハーバー管理規則改正に伴う
休業日の変更について

平素は、津ヨットハーバーの運営及び当一般財団の事業等にご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、昭和51年に艇保管を開始して以来、その時々々の社会情勢に合わせて管理や運営方法を変更してまいりました。今回、現在の津ヨットハーバーの利用状況及び財団経営の効率化等を踏まえ、休業日の変更をさせていただくこととなりました。

誠に恐れいりますがご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 休業日及び利用時間の変更点

《改正後》	《改正前》
<p>(休業日)</p> <p>4月～翌年3月 毎週火曜日、水曜日 12月29日～翌年1月3日まで</p> <p>(利用時間)</p> <p>4/1～9/30 土、日、祝日 8時00分～18時00分 平日 8時30分～17時00分 10/1～翌年3/31 8時30分～17時00分 ※艇置場、係留施設の利用時間については 制限をしません。</p>	<p>(休業日)</p> <p>4月、9月、10月 毎週水曜日 5月～8月 第3水曜日 11月～翌年3月 毎週火、水曜日 12月29日～翌年1月3日まで</p> <p>(利用時間)</p> <p>4/1～9/30 土、日、祝日 8時00分～18時00分 平日 8時30分～17時00分 10/1～翌年3/31 8時30分～17時00分</p>

詳細は、裏面津ヨットハーバー管理規則新旧対照表をご参照ください。